議案第72号

西脇多可行政事務組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、西脇多可行政事務組合規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

西脇多可行政事務組合規約の一部を改正する規約

西脇多可行政事務組合規約(昭和55年西脇市多可郡消防事務組合規 約第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第16条を削る。

別表第1中

Γ

第3条第2号に掲げる事務に	前年度の事業規模点数割のあん分で算定して得た額を関	
要する経費	係市町がそれぞれ負担する。	
第3条第3号に掲げる事務に	総額の2分の1は均等割2、人口割8のあん分で、残り2	
要する経費	分の1は満65歳以上の人口を基準としたあん分で算定し	を
	て得た額を関係市町がそれぞれ負担する。	
第3条第5号に掲げる事務に	均等割2、人口割8のあん分で算定して得た額を関係市町	
要する経費	がそれぞれ負担する。	

J

Γ

第3条第2号に掲げる事務に 要する経費	総額の2分の1は均等割2、人口割8のあん分で、残り2分の1は満65歳以上の人口を基準としたあん分で算定して得た額を関係市町がそれぞれ負担する。	13
第3条第4号に掲げる事務に 要する経費	均等割2、人口割8のあん分で算定して得た額を関係市町 がそれぞれ負担する。	

に

改める。

別表第2中「第3条第4号」を「第3条第3号」に改める。 別表第3中「第3条第6号」を「第3条第5号」に改める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

西脇多可行政事務組合規約の一部を改正する規約の新旧対照表

現	行		改		正		
(共同処理する事務)			(共同処理する事務)				
第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。		第:	第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。				
(1) (略)		((1) (略)				
(2) 農業保険法 (昭和22年法律第 185号) (こ基づく農業共済事業及び	_	<u> </u>				
農業経営収入保険事業の事務に関するこ。	<u> </u>						
(<u>3)</u> (略)		(<u>2)</u> (略)				
<u>(4)</u> (略)			(<u>3)</u> (略)				
(5) (略)			<u>1)</u> (略)				
(6) (略)							
<u>③</u> (昭) (地方公営企業法の適用)							
第16条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項の規定				_			
に基づき、組合の行う農業共済事業に同法の財務規定等を適用す							
 別表第 1 (第15条関係)		別表	 長第1(第15条関係)				
区分	負担の方法		区分		負担の方法		
第3条第1号に掲げ (略)	(略)		第3条第1号に掲げ	(略)	(略)		
る事務に要する経費 (略)	(略)		る事務に要する経費	(略)	(略)		
第3条第2号に掲げる事務に要する経費	前年度の事業規模点数	Ī	第3条第2号に掲げる	事務に要する経費	(略)		
	割のあん分で算定して		<u>第3条第4号</u> に掲げる	事務に要する経費	(略)		
	得た額を関係市町がそ		第3条各号の事務に共	通する経費	(略)		
	れぞれ負担する。	1			_		
<u>第3条第3号</u> に掲げる事務に要する経費	(略)						
<u>第3条第5号</u> に掲げる事務に要する経費	(略)						
第3条各号の事務に共通する経費	(略)						
備考 $(1)\sim(3)$ (略)							
別表第2 (第15条関係)	,	別	長第2(第15条関係)				
区分	負担の方法		区分		負担の方法		
第3条第4号に掲げる事務に要する経費	(略)		<u>第3条第3号</u> に掲げる	事務に要する経費	(略)		
備考(1)·(2) (略)			# 考(1) ⋅ (2) (略)				

	現	行		改	正
別	表第3 (第15条関係)		別	表第3 (第15条関係)	
	区分	負担の方法		区分	負担の方法
	第3条第6号に掲げる事務に要する経費	(略)		第3条第5号に掲げる事務に要する経費	(略)
	備考(略)		1	備考 (略)	_